

【質疑応答】

≪特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する合理的配慮について≫

朝日新聞 合理的配慮（公立高等学校入学者選抜における特別措置）のところでいくつか教えてください。ペーパー（報道提供資料）にありますように、平成28年4月に施行の法律以降という形で、こういった配慮というかですね、動きが県の教育委員会で本格化したのかということが一点と、あと先ほど問題文の読み上げということで、これまで人が読み上げたというのがあったということをおっしゃっていましたが、他に具体的な事例としてどのようなことをこれまでやったことがあるのか、まず二点をお聞かせ願えますでしょうか。

教育長 一番多いのがですね、インフルエンザとか、起立性調節障害とかてんかんとかですね、そういった方への別室受検ですとか、会場とか座席位置の配慮、それから休憩中に補食を取るなど、そういったことが挙げられます。それ以外でも、例えば発達障害、自閉症スペクトラムですとか、あるいは書字障害の方には、ルビ振りの拡大した検査の用紙を使用したり、これも別室受検であったり、あるいは検査時間とか面接時間の延長、それから、書字の障害による文字の乱れとか誤字における採点時の配慮とか、こういったこともいたしました。また、視覚障害のお子さんには、これも問題用紙を拡大して〔検査〕時間を延長したり、拡大鏡を使用したりということにも配慮したりしています。あと、聴覚障害〔の方に〕も、ヒアリング試験をですね、配慮したり、あるいは座席位置を、聞こえやすいようにスピーカーの近くに行ってもらったり、あるいは大きな音でやらなければならない場合、別室の受検であったり補聴器の使用ももちろん認めております。その他、病弱とか身体虚弱の方にはですね、面接の順番を配慮したり、病院の中での院内受検、それから別室受検をしたりしておりますし、肢体不自由のお子さんにも、これも別室受検ですとか、車いす等の補助具の使用とか、様々認めているケースがございます。しかし、なかなかそれを、もちろん制度としてはあるわけなんですけれども、やはり一昔前の考え方で無理だろうということで諦めていらっしやったり、言っても聞いてもらえないんじゃないかという不安が、もしかしたらおありになるのではないかと思っ、これから受験シーズンに入っていく前にですね、広報させていただきたいと思っしたので、市町教育委員会、それから学校への広報と、今日こういった発表をさせていただいた次第です。

朝日新聞 そうしますと、〔報道提供資料の〕裏面に書いているような内容というのは、だいたいこれまでも既に実施しているような内容というふうな理解でいいのかと思うのですが、今回新たに保護者等に向けて周知するに当たって、更にこういったことができますよというプラスで新たな面というのは何か、具体的な項目として挙げられたりするものはあるのでしょうか。

教育長 やはり大きな特徴といたしましては、ICT等の支援機器の使用だと思っております。GIGAスクール〔構想の実現〕で、小・中学校ではこれから一人1台PC〔を所持する〕というような形になっていく中で、授業の中でも、例えば、書字障害のあるようなお子さんはノートを取ることができなくて、その代わりにタブレット〔を使用する〕とかですね、いろんなことが考えられると思っます。また、教科書を見てもなかなか読めないお子さんに関しては、音声を使った、パソコン上の機能を使った、ICTでの読み上げもできると思っます。これは入試で使われるということになりますと、やはり授業の中でも認められ始めるかなというような期待もありまして、今回このような措置を〔検討することができることを公表〕した次第です。ただ、一人一人状況が違うので、どういう配慮をするかと

というのが、これからポイントになってくるかなと思います。

朝日新聞 先ほど合理的という言葉の説明されたと思いますけど、そうしますと、基本的には相談を受けてから、それができるか、できないかを考えた上で、やる方向だという理解でいいんでしょうか。

教育長 そうですね。お医者さんからの書類ですとか、あるいは〔中学校における合理的配慮の〕状況等を学校にも確認しながら、こういった配慮が一番望ましいか、あるいはできるかという判断を個別に、例えばお医者様とかですね、いろんな方に配慮〔の内容等〕を詳しく伺いながら、決めていきたいと思っております。

朝日新聞 申請に関しては、例えば大学入試センター試験ではですね、配慮申請を事前にして、やるというパターンがあると思うんですけど、形としてはどのような形で生徒さんから、どのような形、流れで、いつまでに、というスケジュール的なところは、もう大まかには決まっているんでしょうか。

教育長 できれば早目に。検討の時間が必要なので、受検前に余裕を持って、中学校の先生を通して、各高等学校あるいは教育委員会の方に相談をしていただきたいと思っておりますけれども。場合によっては保護者の方々が〔県〕教育委員会に、〔資料に〕電話番号も書いてありますので、御連絡いただいてもいいかと思っております。

朝日新聞 最後に一点。周知は学校とか保護者にはされたということでもいいでしょうか。

教育長 各市町教育委員会、それから広島県立の中学校と高等学校には、今後、保護者と生徒にこの紙（資料）を印刷したりして、周知していただきたいということを〔通知しております〕。〔事務方に向かって〕いつ配っていますか。

事務方 11月9日です。

教育長 11月9日に出しておりますので、まもなく保護者の方にもいくかなと思っております。〔事務方に向かって〕小学校と中学校両方ですか。

事務方 市町の教育委員会を通じて、所管の小・中学校に周知されます。

教育長 はい。ですから、中学校だけでなく将来のことも考えて、小学校でも〔配られます〕。高校入試がこういうふうになっていけば、様々な〔合理的〕配慮も、みんなで検討できるかなという期待感もございます。